

## 学校感染症による出席停止と治癒証明書の提出について

学校感染症にかかった場合は、本人の健康回復と他の感染防止のために出席停止となりますので、医師の指示に従い休養してください。この期間については、通常の欠席からは除外されます。登園の際は、以下の点にご注意いただき、書類を担任にご提出ください。

つきましては、感染症で欠席される場合は、下記のようにお願いいたします。

① 感染が確認された時点で、必ず学校にご連絡ください。(0247-26-2061)

② 感染症にかかったことを証明できる書類の提出

＜インフルエンザの場合＞

・本園の様式による「インフルエンザ治癒報告書(様式1)」を保護者が記入し、ご提出ください。受診を証明できるもの(調剤説明書等のコピー等)を必ず添付してください。

＜インフルエンザ以外の場合＞

・本園の様式による「治癒証明書」または「医師の診断書」  
上記以外でも、診断名、治療期間がわかり、医師の印があれば結構です。

③ 提出時期

・登園時に提出。困難な場合は登園後5日以内にご提出ください。

### \*出席停止となる感染症の種類

病名	出席停止の基準
インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後、2日を経過するまで
百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
麻疹(はしか)	解熱した後、3日を経過するまで
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
風疹	発疹が消失するまで
水痘(みずぼうそう)	すべての発疹が、か皮化するまで
咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退した後、2日を経過するまで
結核	症状により、学校医その他の医師において伝染のおそれがないと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	症状により、学校医等において感染のおそれがないと認めるまで
その他、学校で流行が起こった場合、または流行のおそれがある場合、流行を防ぐため、出席停止の措置が必要となりうる感染症があります。	

# インフルエンザ治療報告書

組 園児名

---

インフルエンザ（疑いを含む）感染症を認めます。

## 【病名】

インフルエンザ A 型 ・ インフルエンザ B 型 ・ 疑い

（該当する箇所に○を付けてください）

\*疑いとはインフルエンザの検査で陰性であったが、症状等より医師がインフルエンザと診断し、治療した場合。

出席停止期間 : 自平成 年 月 日

至平成 年 月 日

（医師から登園を控えるように指導された期間）

平成 年 月 日

保護者名

印

### \*注意事項

- ・保護者記入の場合は、受診を証明できるもの（調剤説明書のコピー等・・・患者名、日付、薬剤名、医療機関名等が記入されたもの）を必ず添付してください。
- ・登園については、医師の指示に従ってください。

# 治療証明書（インフルエンザを除く）

組 園児名

---

## 【病名】

- ( ) 麻疹（はしか）  
( ) 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）  
( ) 風疹  
( ) 結核  
( ) 水痘（みずぼうそう）  
( ) 咽頭結膜熱（プール熱）  
( ) 百日咳  
( ) 髄膜炎菌性髄膜炎  
( ) その他の感染症  
(病名： )

上記の感染症は治癒し、登園を認めます。

出席停止期間： 自平成 年 月 日  
至平成 年 月 日

生活規則（注意点）等

平成 年 月 日

医療機関名

医師氏名

印